

平成 24 年 11 月 8 日

各 位

東京都中央区日本橋二丁目 15 番 3 号
株 式 会 社 エ ス プ ー ル
代表取締役会長兼社長 浦 上 壮 平
(コード番号:2471)

問 い 合 わ せ 先 :
取締役管理本部担当 佐 藤 英 朗
電 話 番 号 03 (3517) 6633 (代表)

株式分割、単元株制度の採用及び株式分割に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、当社株式1株を 100 株の割合をもって分割するとともに、100 株を1単位とする単元株制度を採用します。また、これにあわせて定款の一部変更をいたします。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変動はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 24 年 11 月 30 日(金曜日)を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を、1株につき 100 株の割合をもって分割します。

(2) 分割により増加する株式数

普通株式とし、平成 24 年 11 月 30 日(金曜日)最終の発行済株式数に 99 を乗じた株式数とします。

平成 24 年 11 月 8 日現在の発行済株式総数で試算すると以下のとおりとなります。

株式分割前の当社発行済株式総数	25,834 株
今回の分割により増加する株式数	2,557,566 株
株式分割後の発行済株式総数	2,583,400 株
株式分割前の発行可能株式総数	100,320 株
株式分割後の発行可能株式総数	10,032,000 株

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成 24 年 11 月 15 日(木曜日)
基 準 日	平成 24 年 11 月 30 日(金曜日)
効力発生日	平成 24 年 12 月 1 日(土曜日)

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。

(5) 新株予約権行使価格の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価格を平成24年12月1日以降、以下の通り調整いたします。

	調整前行使価格	調整後行使価格
平成24年4月6日取締役会決議に基づく新株予約権	20,800円	208円

(6) その他、本株式分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定いたします。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成24年12月1日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

平成24年12月1日(土曜日)

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により平成24年12月1日をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式の分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。
- ③ 現行定款第7条以下の条数を各一条繰り下げいたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>100,320株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>10,032,000株</u> とする。
(新設)	(<u>単元株式数</u>) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。
第7条～第29条 (省略)	第8条～第30条 (現行どおり)

以上